

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	所有形容詞に代わる定冠詞の用法について：フランス語を中心に
Author(s)	前田, 弘隆
Citation	ニダバ, 13 : 63 - 64
Issue Date	1984-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00047155
Right	
Relation	



所有形容詞に代わる定冠詞の用法について — フランス語を中心に —

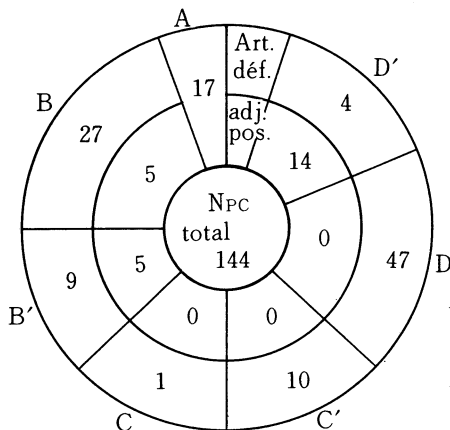
前 田 弘 隆

フランス語定冠詞の用法の一つに、「身体部位、衣類、精神の働きを表わす名詞の前で、その名詞に関わる所有関係が文の全体的意味から明らかな時 (Grevisse)」、所有形容詞に代わって用いられるというものがある。これはまた、「人称代名詞と相関して定冠詞が、所有を表わす (Wartburg & Zumthor)」という表現でも説明される。一方、定冠詞が新しい形態として文法に組み込まれたばかりの古仏語に於いても、この用法は、「名詞・代名詞という形でその所有者がはっきり述べられている時に (Moignet)」認められる。しかし、同時に「現代語が定冠詞で済ます所で、古仏語は所有形容詞を用いることがある (Ménard)」という、その用法に恣意性の強かったことも示唆されている。

そこで、名詞・代名詞という形でその所有者がはっきり示される場合を、次の7つのセンテンス・パターンとして設定し、それぞれの身体部位名詞 (NPC) の限定形態としての定冠詞及び所有形容詞の現われ方を、古仏語の独立文144例について分析してみた。

[センテンス・パターン] (S = Sujet, V = Verbe, C = Complément
Prép. = Préposition, le, lui = Pronom,
() — optionnel, — relation de possession)

A = NPC. lui V
B = S V NPC., B' = S lui V NPC.
C = S V Prép. NPC., C' = S lui V Prép NPC.
D = S (le, lui) V C Prép. NPC. D' = S (le, lui) V C Prép. NPC.



144例の各パターン毎の定冠詞・所有形容詞の現われ方は次表の通りであった。(Aパターンについては、V = être の場合も含まれており、テーマ化、強調に依る意図の介入する可能性があると思われるので、両者を区別していない)

この表から注目できる点は、NPCが補語に位置するB, B'では、定冠詞に依る限定

が多いとは言え、所有形容詞に依る限定も見られるのに対し、NPCが前置詞句を成すC, C', D, D'では限定形態に偏りが指摘できることである。

この偏りは、

- 1) 所有者たりうる人物が、主語にせよ(Cパタン)、人称代名詞にせよ(C'パタン)、NPCと1対1の対応を示す時には、定冠詞が優勢であること。
- 2) 所有者たりうる人物が、同時に主語と補語(代名詞)に位置し、NPCの所有者として二つの解釈が可能な時に、2') 補語(代名詞)に位置する人物が所有者であれば(Dパタン)、定冠詞が優勢。2'') 主語に位置する人物が所有者であれば(D'パタン)、所有形容詞が優勢であること。

次の例は、2')と2'')との場合に於ける定冠詞・所有形容詞の交替をよく示している。

○ Par le toupet l'a sesi, sel tret jus, / De son gros poing l'a si el col feru que il li brise et l'eschine et le bu, / Que a ses piez l'a just mort abatu. (P. 123)

(〔彼は〕相手の房をつかみ、引き倒し、自分の大きなこぶしで、相手の首をいやという程なぐりつけて、相手の背骨も胴も砕いてしまい、自分の足許に打ちすえ殺してしまった。)

さらに次の例は、2'')の場合に、補語(代名詞)が非人物名詞であり、主語の人物名詞とNPCとが結局1対1の対応を示し、所有関係が明らかとなる場合でも、所有形容詞が優勢であることを示している。

○ l'escu li baille, et il le prant, / par le guige a son col le pant; / la lance li ra el poing mise, cil l'a devers l'arestuel prise. (Erec, 726)

(〔娘は〕彼に盾を渡すと、彼はそれを取り、(彼は)革ひもで、自分の首にそれ(盾)をつるす。〔娘は〕また、彼の手^にに槍を持たせ、彼は、端のところ^で、それをつかんだ。)

以上のことから、古仏語に於いても名詞・代名詞という形で所有者が明示されている時に用いられるとされる定冠詞は、その名詞・代名詞が補語(代名詞)であれば顕著であるが、主語である時には、その出現が抑えられ、所有形容詞が維持され易かった可能性が高いと思われる。